

別紙 1

仕様書

- 1 件名 下関市菊川ふれあい会館空調設備取替業務
- 2 業務場所 下関市菊川ふれあい会館（以下「会館」という。）  
下関市菊川町大字下岡枝 1 1 7 番地
- 3 履行期間 契約締結日から令和 9 年(2027 年) 3 月 3 1 日まで
- 4 業務概要 下関市菊川ふれあい会館において不具合が生じている空調設備の取替を行う。

品名	数量	単位
空調設備取替業務		
1. ガスヒートポンプエアコン		
【型式】 U-GH450U1DR	1	台
防振架台	1	式
外付電動弁キット	5	個
2. 交換作業費		
外機撤去及び新規取付 室内機改造	1	式
試運転調整	1	式
機器撤去	1	式
3. 機器搬入車両	1	式
4. 既存機器フロン回収及び産廃処分	1	式
5. 消耗品雑材料費	1	式
6. 運搬交通費	1	式
7. 諸経費	1	式

- 6 業務の実施時間  
受注者は、業務の実施を、原則として、委託者の運営勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、担当職員が別に指示する場合についてはこの限りではない。
- 7 業務完了  
受注者は、業務完了報告及び空調設備取替作業前、作業後の写真等をまとめた報告書を発注者に提出すること。
- 8 支払いについて  
全ての業務完了後に支払う。
- 9 環境に関する配慮事項  
別記 1 「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

10 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

11 その他

- (1) 受注者は、業務場所における事故及び災害防止の措置を確実に講ずること。
- (2) 受注者は事故または災害が発生した場合は、直ちに、最善の応急処置を講ずるとともに委託者及び関係官公署に報告すること。
- (3) 受注者は、会館利用者及び会館職員の安全を最優先に会館運営の妨げとならないよう業務を実施すること。
- (4) 業務の実施に当たり、施設、備品その他に対し損害を与えたときは、受注者の負担により賠償するものとする。